

課題別の取組



市川志野青年海外協力隊員（理科教育）がザンビアの学校での授業の最後に生徒のノートチェックを行っている様子（写真：JICA）

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力	12
2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	25
3 地球規模課題への取組と人間中心の開発の推進	41



第Ⅱ部 課題別の取組

ここからは、日本が世界で行っている開発協力^{注1}に関し、「1 『質の高い成長』の実現に向けた協力」、「2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」、そして、「3 地球規模課題への取組と人間中心の開発の促進」の3つの主要な課題に関する最近の日本の取組を紹介します。

1 「質の高い成長」の実現に向けた協力

開発途上国が自立的発展に向けた経済成長を実現するには、単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的^{ほうせつ}」なものであり、社会や環境と調和しながら継続していくことができる「持続可能」なものであり、経済危機や自然災害などの様々なショックに対して「強靱性^{きやうじん}」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要があります。

これらは、日本が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあります。日本は自らの経験や知見、教訓

および技術を活かし、途上国の「質の高い成長」を実現すべく支援を行っています。

(1) 産業基盤整備・産業育成、経済政策

「質の高い成長」のためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要となります。また、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要となります。

数々の課題を抱える開発途上国では、貿易を促進し

^{注1} ここでいう「開発協力」とは、政府開発援助（ODA）や、それ以外の官民の資金・活動との連携も含む「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府および政府関係機関による国際協力活動」を指す。

民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

■ 日本の取組

● 質の高いインフラ

日本は、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、その国や地域の質の高い成長につながるような質の高いインフラを整備し、これを管理、運営するための人材を育成しています。技術移転や雇用創出を含め、開発途上国の「質の高い成長」に真に役立つインフラ整備を進めることは、日本の強みです。

こうした「質の高い成長」に役立つインフラ整備への投資、すなわち「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となったのが、2016年のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」です。同原則の具体的要素（①ライフサイクルコストから見た経済性、安全性、自然災害に対する強靱性、②雇用創出、能力構築、技術とノウハウの移転、③社会・環境配慮、④経済・開発戦略との整合性等の確

保、⑤効果的な資金動員の促進）の重要性はその後のG20杭州サミット、第6回アフリカ開発会議（TICAD（ティカッド）VI）、東アジア首脳会議、APEC首脳会議等においても共有されました。

また、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に沿ったインフラ投資に関する日本独自の貢献策として、2017年から5年間で総額2,000億ドル規模の質の高いインフラ投資を世界全体に対して実施していく「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に基づき、質の高いインフラ投資を推進しています。2018年のTICAD閣僚会合においても、河野外務大臣から「質の高いインフラ投資」を通じアフリカ全土において、また大陸外との連結性強化を支援していく考えが説明されました。

さらに、日本は開放性、透明性、経済性、対象国の財政健全性といった要素を含む質の高いインフラ投資の国際スタンダード化を進めるべく、経済協力開発機構（OECD）やEU等と連携して取り組んでいます。2018年4月に日本はOECD開発センターとの共催で「質の高いインフラの推進に関するセミナー」を東京で開催し、質の高いインフラに関する活発な議論を行



ケニア

モンバサ港開発計画 モンバサ港周辺道路開発計画
有償資金協力 モンバサ港開発計画（フェーズ1：2012年3月～2016年3月）、
フェーズ2：モンバサ港周辺道路開発計画（2013年1月～（実施中））

グローバル化が進むなか、世界の貿易において海運が果たす役割は非常に大きくなっています。ケニアにおいても、東アフリカ地域最大の物流拠点であるモンバサ港の貨物取扱量は、空運による貨物取扱量の約100倍となっており、海運業がケニアの経済活動や人々の生活を支えているといえます。

また、アフリカ大陸は海に面していない内陸国が多いため、港のある一か国のためだけでなく、内陸国への物流の起点として、モンバサ港は重要な役割を果たしています。同港では、貨物取扱量の約3割がウガンダ、南スーダン、ルワンダといった内陸国へと輸送されており、これらの国々の玄関口としての役割を果たしています。

モンバサ港における貨物取扱量は、人口増加や経済成長を背景に年々増加しており、今後も堅調に増加することが見込まれる一方、既存の施設だけでは、増大する貨物に対応しきれないといった問題を抱えていました。こうした状況を踏まえ、日本は、モンバサ港がより多くのコンテナ貨物を円滑に取り扱えるよう、港拡張工事への支援を行っています。この工事により、モンバサ港で取り扱うことのできるコンテナ貨物の量は大幅に増加し、2017年に、2011年と比較して1.5倍以上に増えました。

また、地域全体の物流を円滑にするためには、港湾施設の拡張のみではなく、港からの物流を支える道路の整備も重要となります。そのため、日本は、モンバサ港の拡張工事に加え、モンバサ地域の大動脈となる道路の整備も支援しています。

日本は、こうしたインフラ整備に対する開発協力を通じ、ケニアのみならず、東アフリカ諸国の経済発展や人々の生活水準の向上に寄与しています。



日本の開発協力により拡張したモンバサ港（写真：東洋建設）

いました。同年9月の国連総会ハイレベルウィークの際には河野外務大臣出席の上、EUおよび国連と共催で「質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント」を開催するなど、「質の高いインフラ」に関する国際的な議論を牽引^{けんいん}しました。また、同月にEUとの共催で、アジア欧州会合（ASEM）の枠組みにて「ASEM持続可能な連結性／質の高いインフラに関するセミナー」を東京で開催し、同年10月の第12回アジア欧州会合首脳会合において、このセミナーの成果を踏まえて安倍総理大臣が、アジアと欧州の発展には連結性強化が不可欠であり、そのためにも「質の高いインフラ」を国際スタンダードとしていくべき旨述べました。さらに、同年9月、OECD・世界銀行と共催で、「質の高いインフラ投資」に係るセミナーを東京で開催し、インフラの需給ギャップの縮小に向けて「質の高いインフラ投資」が果たす役割や、その構成要素や期待される効果について掘り下げた議論を行いました。日本としては、今後も質の高いインフラ投資の国際スタンダード化に向けた取組を進めていく考えです。

●貿易・投資環境整備

日本は、ODAや**その他の公的資金（OOF）**^{*}を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、日本は途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

世界貿易機関（WTO）では、加盟国の約3分の2を途上国が占めており、途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、日本は途上国産品の輸入を促進するため、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特惠関税制度（GSP）を導入しており、特に**後発開発途上国（LDCs）**^{*}に対しては**無税無枠措置**^{*}をとっています。また、日本は、**経済連携協定（EPA）**^{*}を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、WTOやOECDをはじめとする様々な国際機関等において「**貿易のための援助（Aft）**」^{*}に関する議論が活発になっています。日本は、途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与、および税関職員、知的財産権の専門家の教育など貿易関連分野における技術協力を実施してきています。

さらに日本は、途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して「**一村一品キャンペーン**」^{*}への支援も行っています。また、日本は途上国へ民間からの投資を呼び込むため、途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

2017年2月に発効した「**貿易の円滑化に関する協定（TFA）**」^{*}の実施により、日本の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している日本の企業の貿易をはじめとする経済活動を後押しすること、また、開発途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易および投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待されます。

●国内民間資金動員支援

開発途上国が自らのオーナーシップ（主体的な取組）で、様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成するためには、途上国が必要な開発資金を税収等のかたちで、自らの力で確保していくことが重要です。これを「国内資金動員」といいます。国内資金動員については、国連、OECD、G7、G20、国際通貨基金（IMF）、および国際開発金融機関（MDBs）等の議論の場において重要性が指摘されている分野であり、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」においても取り上げられている分野です。

日本は、国際機関等とも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、関連の支援を開発途上国に対して提供してきています。たとえば、日本は、開発途上国の税務行政の改善等を目的とした技術協力を積極的に取り組んでいます。2018年に日本は、税務調査、国際課税、徴収、職員研修等の分野について、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナムへ国税庁の職員を講師として派遣しました。

国際機関と連携した取組としては、たとえば、租税条約^{注2}や多国籍企業に対する税務調査のあり方など、税制・税務執行に関する途上国の理解を深めるために、それらの分野における専門家を途上国に派遣してセミナーや講義を行う「OECDグローバル・リレーションズ・プログラム」の展開を20年以上支援してきました。そのほか、日本は、IMFやアジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）が実施する国内資金動員を含む税分野の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っており、アジア地域を含む途上国における税分野の能力強化に貢献しています。

近年、富裕層や多国籍企業が国際的な課税逃れに関与することに対する世論の視線は厳しいものになっています。この点、たとえば世界銀行やADBにおいても、民間投資案件を形成する際に、実効的な税務情報交換の欠如など税の透明性が欠如していると認められる地域を投資経由地として利用する案件について、案件形成の中止も含めて検討する制度も導入されています。MDBsを通じた投資は途上国の発展にとって重

要な手段の一つであり、開発資金の提供の観点からも、途上国の税の透明性を高める支援の重要性は増しています。

最後に、OECD／G20 BEPSプロジェクト^{*}の成果も、途上国の持続的な発展にとって重要という点に触れておきます。このプロジェクトの成果を各国が協調して実施することで、企業活動や行政の透明性は高まり、経済活動が行われている場所での適切な課税が可能になります。途上国は多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課・徴収ができるようになるとともに、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、BEPSプロジェクトで勧告された措置を実施する枠組みには、途上国を含む120以上の国・地域が参加しています。

●金融

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要



モンゴル

モンゴル国国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2 技術協力プロジェクト（2017年1月～（実施中））

モンゴルは、1990年代初頭に、社会主義経済から市場経済に移行しましたが、多数の外資系企業・国際資本のモンゴル進出に伴い、国際課税に係る制度整備および人材育成と、効率的な徴収システムの確立が課題となっていました。日本は、モンゴルの市場経済体制移行支援の一環として、1998年から、徴税制度の構築や税務行政の強化など、モンゴル国税庁の機能強化を支援してきました。

現在実施中の「モンゴル国国税庁徴税機能強化及び国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2」は、多国籍企業の租税回避への対抗措置という国際的要請^{（注1）}に応えつつ、自国の課税権を確保するために、明確でなかった課税や納税、徴収に関連する制度や体制の整備・構築を支援しています。現在、このプロジェクトで作成を支援した改正法案がモンゴル国会で審議中ですが、承認されれば、適切な徴税体制の下で、税収の増加につながることが期待されます。

また、滞納者への効率的な督促が可能となるように、納税対象者のデータベース化や、小口滞納者を対象とした「催告^{（注1）}センター」の設立、税務職員の徴税能力強化に向けた研修も支援しています。2013年11月から2019年1月の間で、延べ824名のモンゴルの税務職員に研修を実施、催告センターでは、2016年3月の設立から2018年11月の間で、207億320万トゥグルグ（日本円で約8億8750万



国際課税研修における研修員グループワークの様子（写真：JICA）

円）の小口滞納税を徴収することができました。

日本は今後も、モンゴルの国民が安心して暮らせるような財政基盤の強化、また、モンゴルの納税者、モンゴルでビジネスをする日本企業の役に立つ公平、公正な税務行政サービスの確立に貢献していきます。

注1 債務者に対して債務の履行を請求すること。

注2 所得に対する租税に関して、二重課税を除去したり、脱税および租税回避を防止したりする二国間の条約。

不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。金融庁では、2018年2～3月、8月および10月に、

アジア等の途上国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組等について、金融庁職員等による研修事業を実施しました。



用語解説

* その他の公的資金 (OOF : Other Official Flows)

政府による途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAには当てはまらないもの。輸出信用、政府系金融機関による直接投資、国際機関に対する融資など。

* 後発開発途上国 (LDCs : Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、途上国の中でも特に開発が遅れている国々。2016～2018年の1人当たり国民総所得 (GNI) 平均1,025ドル以下などの基準を満たした国。2018年現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州4か国の47か国。

* 無税無枠措置

先進国が後発開発途上国 (LDCs) からの輸入産品に対し原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで同措置の対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

* 経済連携協定 (EPA : Economic Partnership Agreement)

特定の国、または地域との間で関税の撤廃等の物品貿易やサービス貿易の自由化などを定める自由貿易協定 (FTA : Free Trade Agreement) に加え、貿易以外の分野、たとえば人の移動、投資、政府調達、二国間協力など幅広い分野を含む経済協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、経済成長につながることが期待される。

* 貿易のための援助 (AfT : Aid for Trade)

途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

* 一村一品キャンペーン

→ 17ページ「国際協力の現場から」も参照
1979年に大分県で始まった取組で、地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指すもの。これを海外でも活用している。一村一品キャンペーンではアジア、アフリカなど途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援している。

* 貿易の円滑化に関する協定 (TFA : Trade Facilitation Agreement)

貿易の促進を目的として通関手続の簡素化・透明性向上等を規定するもの。2014年のWTO一般理事会特別会合において、TFAを2017年2月にWTO協定の一部とするための議定書が採択された。TFAは、WTO加盟国の約3分の2に当たる110加盟国が受諾したことで発効に至った。日本は2016年に受諾。TFAはWTO設立(1995年)以降、初めて全加盟国が参加して新たに作成した多国間協定。WTOによれば、TFAの完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出が1兆ドル以上に増大する可能性があるとされている。

* OECD/G20 BEPS プロジェクト

BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) とは、多国籍企業等が租税条約を含む国際的な税制の隙間・抜け穴を利用した過度な節税対策により、本来課税されるべき経済活動を行っているにもかかわらず、意図的に税負担を軽減している問題を指す。BEPSプロジェクトは、こうした問題に対処するため2012年6月にOECD租税委員会 (2016年末まで日本が議長) が立ち上げたもので、公正な競争条件を確保し、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めるために国際課税ルール全体を見直すことを目指している。

BEPSプロジェクトでは、2013年に「BEPS行動計画」、2015年には「BEPS最終報告書」が公表された。2016年には、BEPS実施フェーズのキックオフとなる「第1回BEPS包摂的枠組会合」が京都で開催され、日本は、BEPSプロジェクトの成果が広く国際社会で共有されるよう、OECDや途上国、関係する国際機関と協調して議論を先導した。2019年2月現在、「包摂的枠組」には、120以上の国・地域が参加している。

また、日本は「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約 (BEPS防止措置実施条約)」の交渉に積極的に参加し、2016年末には同条約が署名のため開放された。2017年6月には同条約の署名式が行われ、日本も署名を行った。2019年2月25日現在、85か国・地域が同条約に署名、我が国を含む21か国・地域が締結している。

(2) 職業訓練・産業人材育成・雇用創出

質の高い成長を後押しするには、その国々の人々が必要な職業技能を習得することが不可欠です。しかし、開発途上国では、適切な質の教育・訓練を受ける機会が限られている上に、人的資源が有効に活用されておらず、十分な所得を得る機会が少ない傾向にあります。適切な人材の不足が、産業振興・工業開発にとっても大きな障害となっています。

「働く」ということは、社会を形成している人間の根本的な営みであり、職業に就くこと（雇用）による所得の向上は、人々の生活水準を高めるための重要な手段となります。ところが、世界の雇用情勢は低迷しており、2018年に失業率が若干減少することが見込まれるものの、失業者数は横ばいの1億9,200万人超になると予想されています。また、2019年には、さらに約130万人の失業者が出ると見られています。こうした状況の中で安定した雇用を生み出していくためには、それぞれの国が、社会的なセーフティー・ネットを構築してリスクに備えるとともに、一つの国を越えた国際的な取組として、SDGsの目標8で設定された「ディーセント・ワーク（Decent Work、働きがいのある人間らしい仕事）」を実現することが急務です。

■ 日本の取組

● 職業訓練・産業人材育成

日本は、開発途上国において、多様な技術や技能のニーズに対応できる人材育成への要請に基づいて、各国で拠点となる技術専門学校および公的職業訓練校への支援を実施しています。支援の実施に当たり、日本は民間部門とも連携し、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム改善支援等を行い、教育と雇用との結びつきをより強化する取組を行っています。

産業人材育成分野では、日本は、2000年から2018年の間に、31か国63案件で、日本の知見・ノウハウを活かし、カリキュラム・教材の開発／改訂、指導員能力強化、産業界との連携を通じた複合的な協力を実施しました。これにより、6か国12校の施設および機材の整備や、拠点技術職業訓練教育（TVET：

Technical and Vocational Education and Training）機関への支援が行われました。また、日本は、8か国14案件で、女性・障害者・除隊兵士や、難民・紛争の影響下にある人々等の生計向上を目的とした技能開発（skill development）に貢献しました。

2015年の日ASEAN首脳会議において発表したアジア地域において3年間で4万人の産業人材育成を目指す「産業人材育成協力イニシアティブ」が目標を大幅に超える形で達成したことを受けて、2018年11月の日ASEAN首脳会議では、日ASEAN友好協力50周年（2023年）を見据え、アジア地域において今後5年間で8万人規模の産業人材育成を実施する「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」を発表しました。この中では、これまで重視してきた実践的技術力、設計・開発力、イノベーション力、経営・企画・管理力に係る協力に加え、AI等のデジタル分野における協力を含む産業高度化力を新たな協力分野としています。また、2016年のTICAD VIにおいても、安倍総理大臣が、2016年から2018年の3年間で、日本の強みである質の高さ（quality）を活かした約1,000万人の人材育成を行う旨を表明しています。

さらに、「日本再興戦略2016」（2016年閣議決定）において、日本は、ODAを活用し、日本とアジアの開発途上国の双方におけるイノベーション促進に貢献することを目的として、2017年度から5年間で、約1,000人を目標に、アジアの優秀な学生等に日本での留学やインターンシップの機会を提供し、日本とアジア諸国の間で高度人材を環流させる新たな取組（「イノベティブ・アジア」事業）を行うこととしました。この事業は、首脳会談等の機会に相手国側からも高く評価されており、2017年度は152名、2018年度は74名がこの枠組のもと来日し、研修に参加しています。

厚生労働省では、日本との経済的相互依存関係が拡大・深化しつつある東南アジア^{注3}を中心に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験）のノウハウを移転する研修等^{注4}を日本国内および対象国内で行っています。2017年度にこれらの研修に参加した

^{注3} インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスを対象としている。

^{注4} 「試験基準・試験問題の作成を担当する人々を対象とした研修」と「試験・採点を担当する人々を対象とした研修」の2種類がある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。



ザンビア

品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクトフェーズ2 技術協力プロジェクト（2017年7月～2020年7月）

ザンビアでは、国際市況に左右されやすい銅資源への依存度が高いという産業構造が問題となっていました。そこで、同国政府は、外国投資の増加を通じて産業を多角化することで経済成長を図ることを目的に、投資家に対するインセンティブの付与や複合的経済特区の計画・整備等、投資家に魅力的な環境整備に努めてきました。

ザンビアの民間セクターは、少数の大企業と大多数の零細・中小企業（MSMEs）で構成されています。大企業では高い生産コストを販売価格に転嫁できる構造となっていますが、MSMEsを中心とする国内産業のほとんどは低い生産性にとどまっています。

このため、日本の職場内で品質管理活動を小グループで自発的に行うカイゼン活動を紹介したところ、同国において幅広く展開されはじめました。本プロジェクトに先立つフェーズ1では、カイゼン普及活動を推進するザンビアカイゼン機構（KIZ）を設置するとともに、その組織・人材の能力強化を支援しました。フェーズ2となるこの協力では、カイゼン

の指導員育成システムの強化と全国普及のための活動を行うことにより、カイゼンの持続的な普及・拡大体制の整備を図り、民間および公共部門における品質・生産性の向上に寄与しています。



カイゼン活動の実施状況を視察する日本人専門家（写真：JICA）

のは、6か国合計260名になります。これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

ほかにも、国際労働機関（ILO）に対する拠出金により、ILOのアジア・太平洋地域プログラムであるアジア・太平洋地域技能就業能力計画において、域内各国の政労使の担当者が参加する、職業訓練政策、職業訓練技法、職業訓練情報ネットワーク等の分野における調査・研究、セミナー・研修等を開催しました。

●雇用

日本は、労働分野における支援も進めています。多発する重大な労働災害等への対応や、世界的なサプライ・チェーンの拡大が進む中で、労働者の権利保護や雇用安定にどう取り組んでいくかは、各国共通の課題となっており、グローバルな視点での労働環境の整備が重要な課題となっています。日本は、これらの課題

に対し、ILOへの任意拠出金等を通じて、アジアを中心とした開発途上国に向けて、労働安全衛生水準の向上や、労働環境の整備・改善を図るための労働法令と施行体制の改善・向上等に寄与する技術協力支援を行うほか、ガンビアでの若者雇用支援をはじめとした、アフリカ地域における支援に貢献するなど、「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現に向けた取組を行っています。



ケニアにおける若者の持続的な雇用創出と自立支援に向けた「土のう」による道路補修事業の作業の様子（写真：NPO法人「道普請人」）

(3) 情報通信技術 (ICT)、科学技術・イノベーション促進、研究開発

情報通信技術 (ICT) ^{注5} の普及は、産業の高度化や生産性の向上、および持続的な経済成長の実現に役立つとともに、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決に貢献します。さらに、ICTの活用は、政府による情報公開の促進や、放送メディアの整備といった民主化の土台となる仕組みを改善します。このように、ICTは、利便性とサービスの向上を通じた市民社会の強化、および質の高い成長のために非常に重要です。

また、ICTの急速な発展により、研究開発のグローバル化やオープン化が進む中で、科学技術・イノベーションは本質的に変化しています。2030年までに経済・社会・環境をめぐる広範な課題の統合的解決が求められるSDGsの実施においても、科学技術・イノベーションを駆使した国際協力が重視されています。こうした中、より戦略的かつ積極的な科学技術外交の取組が求められています。

■ 日本の取組

● 情報通信技術 (ICT)

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、ICT分野でも「質の高いインフラ投資」を推進すべく、2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定しました。

また、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。具体的には、日本は、自国の経済成長に結びつける上でも有効な、**地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T)** ^{*}の海外普及活動に積極的に取り組み、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指しています。ISDB-Tは、2018年12月現在、中南米、アジア、アフリカ各地域で普及が進み、計18か国 ^{注6} で採用されるに至っており、日本は、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施して、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。総務省でも、ISDB-T

の海外展開のため、相手国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。



ペルー・リマ市の国立工科大学電気通信研究訓練所 (INICTEL-UNI) にて、無償資金協力により供与した機材を用いて、地上デジタル放送、HD番組制作のための研修を実施している様子 (写真: JICA)

総務省では、「防災ICTシステムの海外展開」に取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、住民などのコミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能です。引き続き、防災ICTシステムの海外展開を促進する支援を実施し、開発途上国における防災能力の向上等に寄与することが目指されています (「防災」について、詳細は63ページを参照)。

日本は、各種国際機関と積極的に連携した取組も行っており、電気通信に関する国際連合の専門機関である**国際電気通信連合 (ITU: International Telecommunication Union)** ^{*}と協力し、開発途上国に対して、電気通信分野の様々な開発支援を行っています。特に、防災、医療、およびサイバーセキュリティの分野における開発途上国内の人材育成を目的として、電気通信開発部門 (ITU-D: ITU Telecommunication Development Sector) の研究委員会の協力の下、日本主導で上記各分野に関するワークショップ等を開催してきました。

2018年5月には、スイスで早期警報システムに関するパネルセッションを開催しました。また、同年10月には、同国で緊急通信システムを利用した防災訓練に関するワークショップ、新たなデジタル医療技術の

^{注5} Information and Communications Technologyの略。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

^{注6} ブラジル、ペルー、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、フィリピン、ボリビア、ウルグアイ、ボツワナ、グアテマラ、ホンジュラス、モルディブ、スリランカ、ニカラグア、エルサルバドルの18か国。(2018年12月時点)



ペルー

個別専門家派遣「緊急警報放送システム(EWBS)普及支援アドバイザー」 個別専門家派遣 (2015年9月23日～2017年9月22日)

ペルーは2009年にスペイン語圏で初めて地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) の採用を決定し、現在は首都のリマ市やカヤオ市をはじめとする大都市圏において地デジの導入・普及が進められています。

地デジ日本方式の特徴の1つである緊急警報放送システム (EWBS : Emergency Warning Broadcast System) は、地震や津波などの災害情報を迅速に伝達するため、特殊な信号を使用しテレビで緊急警報放送を行う方法です。EWBSは、日本と同様に自然災害が多いペルーにとって有効な警報システムとして認識される一方、専門家が不足していたため円滑な運用が十分になされていませんでした。

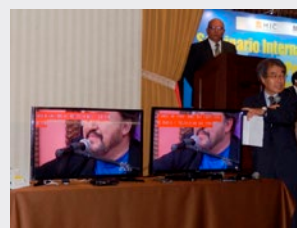
こうした状況を踏まえ、日本は「緊急警報放送システム (EWBS) 普及支援アドバイザー」を派遣し、EWBSの知見をペルー政府機関やメディアに共有するための支援を行いました。また、ペルーの担当省庁と協力し、リマ市や地方都市においてEWBSを紹介するセミナーを開催した結果、技術者

の育成だけでなく、住民の防災意識も向上しました。

こうした日本人専門家の支援により、それまで機器の動作確認のための試験放送のみに使用されていたEWBSが、近隣国で地震が発生した際に実際に信号が発信され、津波の情報が住民に伝達されました。これにより、ペ

ルーは中南米で初めてEWBSを実用化した国となりました。

ペルーは、今後、中南米における地デジ・EWBS普及のリーダーとして、こうした経験を中南米の他の地デジ日本方式採用国に共有するなど、自立的な取組を行っていくことが期待されます。



地デジセミナーにおいて、EWBSを紹介するEWBS普及支援アドバイザーの岡部伸雄さん (写真：在ペルー日本国大使館)

導入に関するワークショップおよびサイバーセキュリティの新たな課題に関するワークショップを開催し、防災および医療分野における日本の優れたICT技術およびシステムを紹介するとともに、サイバーセキュリティに関する日本の政策や取組を周知しました。これらのワークショップは、それぞれ50～80名前後の参加者を集め、高い評価を受けました。また、これらの分野に加え、アクセシビリティ、スマート社会、環境等の分野においても、関連するITUの研究委員会に日本の優良事例に関する文書を提出し、途上国をはじめとする各国との情報共有を積極的に進めています。

アジア・太平洋地域では、情報通信分野の国際機関である**アジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia-Pacific Telecommunity)***が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。APTでは、5年に1度大臣級会合を開催し、同地域のICT発展に向けて地域協力を一層強化するため、中期的な方向性をステートメントとして策定しています。2014年には、APT大臣級会合がブルネイで開催され、同地域における「スマート・デジタルエコノミー」の創造に向けて、38の加盟国およびAPTが共同声明を採択しました。

日本は、この共同声明の優先分野の一つである「キャパシティビルディング (人材育成)」を推進するため、毎年、APTが実施する数多くの研修を支援しています。また、APTは2016年から若手行政官向けに国際会議で活躍するスキル向上のための研修を開始し、2017年の第2回研修には30名が参加しました。

ICTは1か国にとどまる分野ではないため、海外の様々なステークホルダー (関係者) と意見を調整することが重要です。この研修を通じて、国際会議におけるプレゼンテーションや交渉のスキル等の向上を図るとともに、APT加盟国の若手行政官同士の人的ネットワークの構築を通じ、国際協力と国際連携のさらなる進展が期待されています。次回の大臣級会合は2019年6月にシンガポールで開催予定です。

また、東南アジア諸国連合 (ASEAN) では、2015年11月にASEAN首脳会議で採択された「2025年までの新たな指標となるブループリント (詳細な設計)」で、ICTがASEANに経済的・社会的変革をもたらす重要な鍵として位置付けられ、同年11月に開催されたASEAN情報通信大臣会合において、2020年に向けたASEANのICT戦略である「ASEAN ICTマスタープラン2020 (AIM2020)」が策定されています。さらに、近年特に各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題についても、日本はASEANとの間で、情報セキュリティ分野での協力を今後一層強化することで一致しています。

こうした中、2016年、日本は、サイバーセキュリティ分野での開発途上国に対する能力構築支援をオールジャパンで戦略的・効率的に行うため、関係省庁が策定した支援の基本方針をサイバーセキュリティ戦略本部に報告しました。その実施例として、2018年9月、日ASEAN統合基金 (JAIF) を通じ、ASEAN諸国のサイバーセキュリティ分野における人材育成を行

う「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」がタイ・バンコクに設立されました。今後、日本は同方針に沿って、当面は対ASEAN諸国を中心に、積極的に支援を行っていきます。

●科学技術・イノベーション促進、研究開発

また、SDGs達成に向け、科学技術イノベーション（STI）を最大限に活用するためのロードマップ（工程表）策定の必要性が国際社会で指摘されていることを受け、日本は、2018年6月に開催された第3回国連STIフォーラムにおいて、岸輝雄外務大臣科学技術顧問を座長とする科学技術外交推進会議により提出された「国連持続可能な開発目標（SDGs）達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップに関する提言 ～世界と共に考え、歩み、創るために～」の提言内容を発表しました。提言では、ロードマップが、政府、科学者、産業界、市民社会、資金調達機関、NGO等のマルチ・ステークホルダー（関係者）にとって、いつまでに何をすべきかを可視化できる「コミュニケーションツール」として重要であることが述べられています。また、国際社会に貢献するため、日本が世界の人々と共通の目線に立ち、共に創っていく姿勢で、ロードマップ策定に向けた取組を先導していく重要性も強調されています。こうしたロードマップ策定の重要性は、STIフォーラム共同議長サマリーにも反映され、同年7月の国連経済社会理事会「持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム」においても報告されました。

このほか、日本の科学技術外交の主な取組としては、ODAと科学技術予算を連携させた**地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）***が2008年に始まり、2018年までに、世界50か国において133件の共同研究プロジェクトが採択されています。

また、日本は、工学系大学支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。アジアでは、マレーシア日本国際工科院（MJIT：Malaysia-Japan International

Institute of Technology）に対し、教育・研究用の資機材の調達と、教育課程の整備を支援しています。また、日本国内の27大学および2研究機関と連携し、カリキュラムの策定や日本人教員派遣などの協力も行っています。また、日本は、タイに所在し、工学・技術部や環境・資源・開発学部等の修士課程および博士課程を有するアジア地域トップレベルの大学院大学であるアジア工科大学（AIT：Asian Institute of Technology）に、日本人教官が**教鞭**（きょうべん）をとるリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科の学生に対する奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人工衛星を用いたリモートセンシング分野の人材育成に貢献しています。

アジア以外にも、たとえばエジプトでは、日本は2008年から、日本型の工学教育の特長を活かした、「少人数、大学院・研究中心、実践的かつ国際水準の教育提供」をコンセプトとする公的な大学である「エジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）」を支援しています。日本国内の15大学が協力して教職員を現地に派遣し、講義・研究指導やカリキュラム作成を支援してきており、オールジャパンの体制で、アフリカ・中東地域に日本の科学技術教育を伝えていくことを目指しています。

また、ICT立国を目指すルワンダに対して、2017年から開始した技術協力「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」を通じて、日本の専門家を派遣し、政策提言や起業家育成を行っています。ICT分野の日本企業とルワンダ企業のマッチングも支援すべく、2018年には、20社以上のICT関連の日本企業がルワンダを訪れるなど、官民双方においてルワンダのICT分野の発展に貢献しています。

さらに、日本は、開発途上国の社会・経済開発に役立つ日本企業の技術を普及するための事業も実施しています。この事業は、日本の民間企業が持つ高度な技術力や、様々なノウハウを相手国に普及させる後押しをするものと期待されています。



用語解説

*地上デジタル放送日本方式（ISDB-T：Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial）

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送の実施、携帯端末でのテレビ受信、データ放送等の機能により、災害対策面、多様なサービス実現といった優位性を持つ。



用語解説

* 国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野に関する国連の専門機関（本部：スイス・ジュネーブ。193か国が加盟）。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信分野における開発の支援等を実施。

* アジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立された、アジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的な政策調整等を実施している。

* 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)

→ 24 ページ「国際協力の現場から」も参照

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向けた研究を行い、その研究成果の社会実装（研究成果を社会に普及させること）を目指し、開発途上国と日本の研究機関が協力して国際共同研究を実施する取組。外務省と国際協力機構（JICA）が文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と相手国側の研究機関・研究者を支援している。

(4) 債務問題への取組

開発途上国が債務として受け入れた資金を有効に利用する限りにおいては、債務は経済成長に役立つものです。しかし、返済能力が乏しく、過剰に債務を抱える場合には、債務は途上国の持続的成長を阻害する要因となり、大きな問題となります。

債務の問題は、債務国自身が改革努力などを通じて、自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が途上国の発展の足かせになってしまうことは避けなければなりません。2005年のG8グレンイーグルズ・サミット（英国）では、重債務貧困国（HIPC）が、IMF、国際開発協会（IDA）およびアフリカ開発基金に対して抱える債務を100%削減するとの提案が合意されました（マルチ債務救済イニシアティブ（MDRI : Multilateral Debt Relief Initiative））。最貧国の債務問題に関しては、これまでに39か国が重債務貧困国に対する既存の国際的な債務救済イニシアティブをさらに拡充し、債権の100%削減などを行うこととした、拡大HIPCイニシアティブ^{注7}の対象となっています。経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達したという条件を満たした結果、2017年度末には、そのうち36か国で包括的な債務削減が実施されています。

また、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国の中にも、重い債務を負っている国があり、これらの負担が中長期的な安定的発展の足かせとならないよう、適

切に対応していく必要があります。2003年、パリクラブ^{注8}において、「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」が合意されました。エビアン・アプローチでは、重債務貧困国以外の低所得国や中所得国を対象に、従来以上に債務国の債務持続可能性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置が個別に検討されます。債務の持続可能性の観点から見て、債務負担が大きく、支払い能力に問題がある国に関しては、一定の条件を満たした場合、包括的な債務救済措置がとられることになりました。

■ 日本の取組

円借款の供与に当たっては、日本は、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策等を十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われていますが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合もあります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意等の国際的な合意に基づいて、必要最小限に限って、債務の繰延^{注9}、免除、削減といった債務救済措置を講じています。2017年末時点で、日本は、2003年度以降、33か国に対して、総額で約1兆1,290億円の円借款債務を免除しています。なお、2016年に引き続き、2018年も円借款債務の救済実績はありませんでした。

注7 1999年のケルンサミット（ドイツ）において合意されたイニシアティブ。

注8 特定の国の公的債務の繰延に関して債権国が集まり協議する非公式グループ。フランスが議長国となり、債務累積国からの要請に基づき債権国をパリに招集して開催されてきたことから「パリクラブ」と呼ばれる。

注9 債務の繰延とは、債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。